



平成 20 年 5 月 27 日

各 位

会社名 豊田通商株式会社
代表者名 取締役社長 清水順三
(コード番号 8015 東証・名証第一部)
問合せ先 広報・I R 室長 千野裕輔
(TEL 052-584-5011)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 27 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、および会社法第 361 条の規定に従って、金銭でない報酬として当社取締役に割当てする新株予約権の内容と算定方法の承認を求める議案を平成 20 年 6 月 25 日開催予定の当社第 87 回定時株主総会に提案することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。なお、同株主総会において、「取締役 14 名選任の件」をご承認いただいた場合、割当てを受ける当社取締役は 14 名となり、従来のストックオプションとしての新株予約権の付与状況、またその他の事情を考慮して、今回の当社取締役への新株予約権の割当て数は、1,920 個を上限といたします。

記

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社取締役、執行役員および従業員ならびに当社関係会社取締役のモチベーション向上と連結意識の高揚、連結経営の推進強化を狙いとして、ストックオプションの目的で以下の要領により新株予約権を無償で発行するものです。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役、執行役員、理事・上級経営職ならびに当社関係会社取締役

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 1,200,000 株を上限とする。

なお、下記 (3) により付与株式数（以下で定義する。）が調整される場合には調整後の付与株式数に募集する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

12,000 個（取締役に対しては 1,920 個）を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。ただし新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）の後、当社が普通株式の分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

かかる調整は当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 円未満の株式数については、これを切り捨てるものとする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

本株主総会の委任に基づいて募集事項を決定することができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日前営業日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、また「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成22年8月1日から平成26年7月31日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の権利行使は1個単位とする。
- ②新株予約権者は、権利行使時において、新株予約権の割当てを受けた時点に在籍していた会社における取締役、執行役員または従業員等の地位にあることを要す。ただし、新株予約権者が退任または退職等により、その地位を失った日から1年6ヶ月に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
- ④その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定めるところとする。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(12) 新株予約権の割当てによる報酬の額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

※参考 現時点において、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正価額は、513円/株となります。

(注) 上記の新株予約権の発行は、平成20年6月25日開催予定の当社第87回定時株主総会において「ストックオプションとしての新株予約権発行の件」が承認可決されることを条件といたします。なお、上記の新株予約権の具体的な発行および割当ての内容につきましては、同株主総会承認後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以上